

(持続化補助金<一般型>交付規程 8月24日改定版から12月23日改定版)の改正内容
新旧対照表

ページ、項目	新	旧
P8 附則	追加	
P11 様式および別紙一覧	別紙5-1 支出内訳書(※特例事業者以外用) 別紙5-2 支出内訳書(※特例事業者用)	別紙5 支出内訳書
P17 別紙1(様式第4) P18 別紙2(様式第4)	※補助対象経費の欄は(税抜・税込)のいずれかを選択してください。課税事業者は税抜で記入し、免税事業者・簡易課税事業者は税込で記入が可能です。	※課税事業者は税抜、免税事業者・簡易課税事業者は税込で記入してください。
P24 様式第8 (5) 事業経費の状況	・支出内訳書(別紙5-1または別紙5-2)	・支出内訳書(別紙5)
P25 別紙5-1 (上段)	(別紙5-1)【様式第8:実績報告書に添付】 ※特例事業者以外用	(別紙5)【様式第8:実績報告書に添付】
P25 別紙5-1 (下段)	(6) 補助金額(事業再開枠)(3)、(4)、(5)のいずれか低い額	(6) 補助金額(事業再開枠)((4)、(5)のいずれか低い額)
	チェック:(3)+(6)が1,000,000円以下※1 はい・いいえ	
	※1:認定市区町村による特定創業支援等事業の支援を受けた、あるいは令和2年1月1日以降に法人設立をした事業者、又は開業をした事業者は1,500,000円以下。 ※2:収益納付がある場合には、補助金の確定額から納付分が減額されて精算されます(別紙6の納付額(F)に記載がある場合は、「収益納付額(控除される額)」の欄に、別紙6の納付額(F)を記入)。 ※3:共同申請の場合は、補助事業者ごとに作成すること	※収益納付がある場合には、補助金の確定額から納付分が減額されて精算されます(別紙6の納付額(F)に記載がある場合は、「収益納付額(控除される額)」の欄に、別紙6の納付額(F)を記入)。 ※共同申請の場合は、補助事業者ごとに作成すること
P26 別紙5-2	追加	